

うるま市協働のまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 自治運営の基本的事項（第5条－第7条）

第3章 市民協働のまちづくり（第8条－第11条）

第4章 安全安心で強靱なまちづくり（第12条・第13条）

第5章 文化創造のまちづくり（第14条）

第6章 条例の見直し等（第15条・第16条）

第7章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、うるま市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、豊かな自然と先人たちの築きあげた文化と伝統を大切にする、希望にみちた健康都市を実現するため、市民及び市が協働してまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 市民活動 市民が自主的、自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第百号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（2） 協働 市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むことをいう。

（3） 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、

又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 市 執行機関（市長及び教育委員会）をいう。

(5) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。

(6) 市政 まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。

（自治の基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる理念により、まちづくりを推進するものとする。

(1) まちづくりは、市民が主体であること。

(2) 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進すること。

(3) 市民及び市は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進すること。

（自治の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。

(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

(2) 参画の原則 市民の参画により市政運営及び地域のまちづくりが行われること。

(3) 協働の原則 協働して市政及び地域の課題解決に当たること。

第2章 自治運営の基本的事項

（情報の共有）

第5条 市は、市政に関する情報を、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報共有に努めるものとする。

2 市は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備に努めるものとする。

（まちづくりへの参画）

第6条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、互いに助け合い、主体的にまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めるものとする。

（協働の推進）

第7条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはならない。

2 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮し、課題解決に取り組むものとする。

第3章 市民協働のまちづくり

（地域自治会）

第8条 市は、市民主体の自治を推進するため、地域自治会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うことができる。

2 市民は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域自治会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題等を解決するために活動する組織をいう。）を設置することができる。

3 地域自治会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

（市民活動団体）

第9条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うことができる。

（連携・協力・交流）

第10条 市は、国及び他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めるものとする。

2 市民は、様々な活動を通じて市外の人々と積極的な交流を図り、その経験をまちづくりに生かすよう努めるものとする。

（国際交流）

第11条 市は、国際交流の輪を広げるとともに、市民が自発的かつ主体的に行う国際交流活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うことができる。

第4章 安全安心で強靱なまちづくり

（市民生活の安全確保）

第12条 市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、学校、地域、家庭、事業者等及び関係機関と連携し、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めるものとする。

2 市は、市民が自発的かつ主体的に行う防犯活動や交通安全運動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うことができる。

（危機管理と災害予防）

第13条 市は、災害等の緊急の事態に備え、市民の生命及び財産を守るため、危機管理体制を確立しなければならない。

2 市は、緊急の事態にあたっては、市民、自主防災会等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図らなければならない。

3 市民は、緊急時に自らの安全を確保するとともに、相互に助け合って活動する

ことができるように地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

- 4 市は、市民が自発的かつ主体的に行う防災活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うことができる。

第5章 文化創造のまちづくり

（文化創造のまちづくり）

第14条 市民は、感動を分かち合える文化創造のまちづくりに努めるものとする。

- 2 市民は、市民生活に潤いと豊かさをもたらす自然の恵み及び歴史の継承並びに伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。

- 3 市は、市民の文化創造を活性化するために生涯学習の機会の増大を図るよう努めるものとする。

- 4 市は、市民が自発的かつ主体的に行う文化創造に係る活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うことができる。

第6章 条例の見直し等

（条例の検証）

第15条 この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、市の附属機関（以下「市民会議」という。）を設置する。

- 2 市民会議は、市民を中心に構成し、公募による委員を一定数以上含まなければならない。

- 3 市民会議は、次に掲げる事項について検証し、市長に報告するものとする。

（1） この条例の施行状況等及びこの条例の改善に関する事項

（2） その他市長が必要と認める事項

- 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、報告された事項及び講じた措置について、市民に公表しなければならない。

（条例の見直し）

第16条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項の検証及び見直し等に関しては、市民会議のほか、市民の参画の下に行わなければならない。

第7章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。